

備 考

平成29年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を發せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

文化生活部 文化推進課	文化生活スポーツ部 文化振興課
文化生活部 国際交流課	文化生活スポーツ部 国際交流課
文化生活部 まんが・コンテンツ課	文化生活スポーツ部 まんが王国土佐推進課
文化生活部 県民生活・男女共同参画課	文化生活スポーツ部 県民生活・男女共同参画課
文化生活部 私学・大学支援課	文化生活スポーツ部 私学・大学支援課
文化生活部 人権課	文化生活スポーツ部 人権課
文化生活部 情報政策課	総務部 情報政策課
産業振興推進部 中山間地域対策課	中山間振興・交通部 中山間地域対策課
産業振興推進部 鳥獣対策課	中山間振興・交通部 鳥獣対策課
産業振興推進部 交通運輸政策課	中山間振興・交通部 交通運輸政策課
水産振興部 合併・流通支援課	水産振興部 水産流通課
土木部 土木企画課 土木部 建設管理課	土木部 土木政策課